

昭和三十年文部省令第二十四号

博物館法施行規則

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条及び第二十九条の規定に基き、博物館法施行規則（昭和二十七年文部省令第十一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 博物館に関する科目の単位（第一条・第二条）
- 第二章 学芸員及び学芸員補の資格（第三条 第十八条）
- 第三章 博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参酌すべき基準（第十九条―第二十一条）
- 第四章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準（第二十二條）

第五章 博物館に相当する施設の指定（第二十三条―第二十七条）

附則

第一章 博物館に関する科目の単位

（博物館に関する科目の単位）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

2 博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

（博物館実習）

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

第二章 学芸員及び学芸員補の資格

（学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者）

第三条 法第五條第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五條第一項各号のいずれかに該当する者であつて、大学において博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 二 この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者

（資格認定の施行期日等）

第四条 資格認定は、少なくとも二年に一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

（試験認定の受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができたる者

二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者（学校教育法施行規則第百五十五條第二項各号のいずれかに該当する者を含む。第九条第三号ロにおいて同じ。）であつて、二年以上博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（法第五條第二項に規定する職の実務を含む。以下「博物館資料関係実務」という。）を行つた経験を有するもの

三 学校教育法第九十條第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者

五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

（試験認定の方法及び試験科目）

第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記の方法により行う。

2 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目
生涯学習概論
博物館概論
博物館経営論
博物館資料論
博物館資料保存論
博物館展示論
博物館教育論
博物館情報・メディア論

（試験科目の免除）

第七条 大学において前条に規定する試験科目に相当する科目の単位を修得した者又は文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定する試験科目に相当する学修を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

第八条 削除

（審査認定の受験資格）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

一 次のいずれかに該当する者であつて、一年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

イ 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士の学位又は専門職学位を有する者（学校教育法施行規則第百五十六條各号のいずれかに該当する者を含む。）

ロ 学位規則による博士の学位を有する者（旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者及び外国において博士の学位に相当する学位を授与された者を含む。）

二 大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、一年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦するもの

イ 学校教育法第百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上博物館資料関係実務を行った経験を有するもの
ハ 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上博物館資料関係実務を行った経験を有するもの
四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
(審査認定の方法)

第十条 審査認定は、次条の規定により願ひ出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行ふものとする。

(受験の手續)

第十一条 資格認定を受けようとする者は、受験願書(別記第一号様式により作成したもの)に次掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願ひ出なければならぬ。この場合において、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。)の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができるときは、第三号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

一 受験資格を証明する書類

二 履歴書(別記第二号様式により作成したもの)

三 戸籍抄本又は住民票の写し(いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの)

四 写真(出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの)

二 前項に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもちて代えることができる。

三 第七条の規定に基づき試験認定の試験科目の免除を願ひ出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出しなければならない。

四 審査認定を願ひ出る者については、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる資料又は書類を提出しなければならない。

一 第九条第一号又は同条第二号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等
二 第九条第三号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類
三 第九条第四号により出願する者にあつては、前二号に準ずる資料又は書類
(筆記試験及び試験認定合格者)

第十二条 試験科目(試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)の全部について合格点を得た者(試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。)であつて、一年間博物館資料関係実務を行った後に文部科学大臣が認定したものを試験認定合格者とする。

二 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書(別記第三号様式によるもの)を文部科学大臣に提出しなければならない。
(審査認定合格者)

第十三条 第十条の規定による審査に合格した者を審査認定合格者とする。

(合格証書の授与等)

第十四条 試験認定合格者及び審査認定合格者に対しては、合格証書(別記第四号様式によるもの)を授与する。

二 筆記試験合格者に対しては、筆記試験合格証書(別記第五号様式によるもの)を授与する。

三 合格証書を有する者が、その氏名を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由をしるして願ひ出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。
(合格証明書の交付等)

第十五条 試験認定合格者又は審査認定合格者が、その合格の証明を願ひ出たときは、合格証明書(別記第六号様式によるもの)を交付する。

二 筆記試験合格者が、その合格の証明を申請したときは、筆記試験合格証明書(別記第七号様式によるもの)を交付する。

三 一以上の試験科目について合格点を得た者(筆記試験合格者を除く。次条及び第十七条において「筆記試験科目合格者」という。)がその科目合格の証明を願ひ出たときは、筆記試験科目合格証明書(別記第八号様式によるもの)を交付する。
(手数料)

第十六条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上欄	下欄
一 試験認定を願ひ出る者	一科目につき 千三百円
二 審査認定を願ひ出る者	三千八百円
三 試験認定の試験科目の全部について免除を願ひ出る者	八百円
四 合格証書の書換え又は再交付を願ひ出る者	七百元
五 合格証明書の交付を願ひ出る者	七百元
六 筆記試験合格証明書の交付を願ひ出る者	七百元
七 筆記試験科目合格証明書の交付を願ひ出る者	七百元

二 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書に貼るものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定に基づき申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなればならない。

三 納付した手数料は、これを返還しない。

(不正の行為を行った者等に対する処分)

第十七条 虚偽若しくは不正の方法により資格認定を受け、又は資格認定を受けるにあたり不正の行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

二 試験認定合格者、審査認定合格者、筆記試験合格者又は筆記試験科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになつたときは、その合格を無効にするとともに、既に授与し、又は交付した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

(学芸員補となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者)

第十八条 法第六条第二号に規定する学芸員補となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学に二年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者
二 学校教育法施行規則第一百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者であつて、大学において博物館に関する科目の単位を修得したもの

第三章 博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参酌すべき基準
(博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第十九条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第三号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号、第二十一条第一号及び第二十四条第一項第二号において同じ。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。

二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三十三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第二十条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第四号に規定する学芸員その他の職員の配置に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員が置かれていること。

三 同条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第二十一条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第五号に規定する施設及び設備に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

第四章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第二十二条 法第二十五条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

第五章 博物館に相当する施設の指定

(申請の手続)

第二十三条 法第三十一条第一項の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した指定申請書(別記第九号様式により作成したもの)を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十五条において同じ。が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二十五条において同じ。が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十五条において同じ。)に、それぞれ提出しなければならない。

一 指定を受けようとする施設の設置者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 指定を受けようとする施設の名称及び所在地

三 その他指定を行う者が定める事項

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他指定を行う者が定める書類

(指定の審査)

第二十四条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前条第一項の指定申請書の提出があつたときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

一 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第三十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

二 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が定める基準に適合すること。

三 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が定める基準に適合すること。

四 当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が定める基準に適合すること。

五 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。

六 一年を通じて百日以上開館すること。

2 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前項第二号から第四号までに規定する基準を定めるに当たつては、第十九条から第二十一条までの規定を参照して定めるものとする。この場合において、第十九条(第七号を除く。)中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第一号中「博物館を運営する」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設(次条及び第二十一条において「指定施設」という。)を運営する」と、第二十条第一号及び第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、第二十一条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第三号及び四号中「博物館」とあるのは「指定施設」とする。

3 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じ当該施設の実地について審査するものとする。

(報告)

第二十五条 法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設(以下「指定施設」という。)が前条第一項に規定する要件を備えなくなったときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、地方独立行政法人が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

博物館学	博物館概論
博物館学	博物館経営論
博物館学	博物館資料論
博物館学	博物館概論
博物館学	博物館経営論
博物館学	博物館資料論
博物館学	博物館情報・メディア論
文化史	文化史
美術史	美術史
考古学	考古学
民俗学	民俗学
自然科学史	自然科学史
物理	物理
化学	化学
生物学	生物学
地学	地学

10 この省令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日までの間に行う新規則第二章に定める試験認定において、旧規則第五条第二号から第四号までのいずれかに該当する者が、新規則第十二条第一項の筆記試験合格者となった場合は、新規則第十二条第一項の規定にかかわらず、文部科学大臣の認定を受けるに当たり、筆記試験合格者となった後から一年間学芸員補の職にあることを要しない。

11 この省令の公布の日から引き続き専修学校の専門課程に在籍している者が、当該専修学校の専門課程を卒業して新規則第十二条第一項の筆記試験合格者となった場合は、新規則第十二条第一項の規定にかかわらず、文部科学大臣の認定を受けるに当たり、筆記試験合格者となった後から一年間学芸員補の職にあることを要しない。

附 則（平成二十三年二月一日文部科学省令第四号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三〇日文部科学省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二九日文部科学省令第二四号）

（施行期日）

1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間における改正後の博物館法施行規則第十一條第一項第三号の規定の適用については、同号中「住民票の写し」とあるのは、「住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書）」とする。

附 則（平成二十六年九月三日文部科学省令第二六号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年二月二〇日文部科学省令第三四号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則（平成二十九年一月三〇日文部科学省令第三九号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二二日文部科学省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日文部科学省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年十二月二二日文部科学省令第二七号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日文部科学省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和五年二月一〇日文部科学省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条第六項の規定により、改正法による改正前の博物館法第二十九条の指定を受けている施設で、改正法による改正後の博物館法第三十一条第一項の指定を受けているものとみなされるもの（文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が、この省令による改正後の博物館法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十四条第一項の要件を備えていると認めるものを除く。以下この条において「みなし指定施設」という。）についての新規則第二十五条の規定の適用については、同条中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項（令和十年三月三十一日までの間は、博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和五年文部科学省令第二号）による改正前の博物館法施行規則（次条において「旧規則」という。）第二十条」とする。

2 みなし指定施設についての新規則第二十六条の規定の適用については、同条中「法第三十一条第一項」とあるのは、「博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）による改正前の法（次条において「旧法」という。）第二十九条」と、「第二十四条第一項」とあるのは、「第二十四条第一項（令和十年三月三十一日までの間は、旧規則第二十条）」とする。

3 みなし指定施設についての新規則第二十七条の規定の適用については、同条第一号中「法第三十一条第一項」とあるのは、「旧法第二十九条」とする。

4 みなし指定施設は、令和十年三月三十一日までに、新規則第二十四条第一項の要件を備えている旨の文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない。

別記第1号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

別記第1号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

(試験認定受験願書)

受 験 願 書		年 月 日
収入印紙	文部科学大臣殿	ふりがな 氏 名
住 所		年 月 日生
下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を添えて願ひ出ます。		
受験資格 博物館法施行規則第5条 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 に該当		
受験場所		
試験の免除を受けたい試験科目名		

(注) 1 受験資格中の該当番号を○印で囲むこと。
2 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

(審査認定受験願書)

受 験 願 書

年 月 日

収入印紙

文部科学大臣殿

ふりがな
氏 名

年 月 日生

住 所

下記により博物館法施行規則による学芸員の審査認定を受けたいので必要な書類を添えて願ひ出ます。
受験資格 博物館法施行規則第9条 第1号 第2号 第3号 第4号 に該当

(注) 1 受験資格中の該当号数を○印でかこむこと。
2 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

別記第2号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

別記第2号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）（平6文令28・全改、令元文科令9・一部改正）

履 歴 書				
(ふりがな)		性 別	男	女
氏 名		生年月日	年	月 日
住 所		技能、免許状その他の資格	取得年月日	
学 歴				
学 校 名	修 業 期 間	卒業（修了）（中退）		
職 歴				受験上配慮を要すること
年 月 日	所属官庁（会社）名	職 名	備 考	

別記第3号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

試験認定合格申請書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

博物館法施行規則第十二条第二項の規定に基づき、下記のとおり一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。）を行ったことを申請しますので、学芸員資格認定の試験認定合格者として認定していただきますようお願いいたします。

氏 名
生年月日
住 所
電話番号

※以下所属長記載欄

1 在職期間等について			
在 職 期 間	職 名	1 週間当たりの勤務日数・時間数	職 務 内 容
自 年 月 至 年 月			
2 勤務先の施設について			
施設の区分	ア 登録博物館（博物館法第11条）	（ 年 月 登録）	
	イ 指定施設（博物館法第31条第1項）	（ 年 月 指定）	
	ウ ア・イ以外の施設	（ 年 月 設置）	
常勤職員の勤務形態	1 週間当たり	日勤務	
	1 週間当たり	時間	
3 所属長所見			
申請者が上記のとおり博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務に従事したことを証明する。 年 月 日 （施設名・役職・氏名）			

別記第4号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

合 格 証 書 証第 号

氏 名

年 月 日生

上記の者は博物館法施行規則により学芸員の（試験認定）（審査認定）に合格し、学芸員となる資格を有することを証する。

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第5号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

筆 記 試 験 合 格 証 書	証 第 号
氏 名	
年 月 日生	

上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証する。

本証書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。）を行った後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となるものとする。

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第6号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

合 格 証 明 書	令 証 第 号
氏 名	
年 月 日生	

上記の者は 年 月 博物館法施行規則による学芸員の（試験認定）（審査認定）に合格し学芸員となる資格を有することを証明します。

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第7号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

筆 記 試 験 合 格 証 明 書

令 証 第 号

氏 名

年 月 日生

上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証明します。

本証明書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。）を行った後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となります。

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第8号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

筆 記 試 験 科 目 合 格 証 明 書

令 証 第 号

上記の者は博物館法施行規則による学芸員の試験認定において下記の受験科目について合格点を得たことを証明します。

記	
施 行 年 月	合 格 点 を 得 た 受 験 科 目

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第9号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

指定申請書

記号番号
年 月 日

殿

申請者
申請者の住所又は主たる事務所の所在地

博物館法の規定により、下記施設を博物館に相当する施設として指定されるよう別添関係書類を添えて申請します。

記

設置者 代表者の氏名 設立年月日 施設名 施設所在地

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。なお、都道府県又は指定都市の教育委員会に申請する場合にあっては、当該都道府県又は指定都市の教育委員会の定めるところによるものとする。